

《記載例》 実際は、黒インキか黒ボールペンでご記入ください。

## 郵送による転出証明書の請求書

(1) 異動年月日 令和 4年 4月 2日 (新住所に住み始めた日)

(2) 新住所 札幌市中央区北1条西2丁目1番地1

(3) 旧住所 帯広市西5条南7丁目1番地1

旧世帯主 帯広 太郎

(4) 転出した者

氏名	生年月日	性別	続柄	住基カードの有無
帯広 太郎	大・昭 平・令・西暦 41年10月29日	男・女	世帯主	有・無
帯広 花子	大・昭 平・令・西暦 41年11月15日	男・女	妻	有・無
帯広 一郎	大・昭 平・令・西暦 12年 1月30日	男・女	子	有・無
帯広 一子	大・昭 平・令・西暦 13年 9月13日	男・女	子	有・無
	大・昭 平・令・西暦 年 月 日	男・女		有・無

【請求者】 連絡先住所：〒

札幌市中央区北1条西2丁目1番地1

(自署した場合は押印は不要です)

氏名： 帯広 太郎 (印)

昼間連絡可能な電話番号：090-1234-5678

※ 請求の際は、この用紙に必要事項を記入の上、送付用の封筒に・返信用封筒(84円切手を貼ったもの)・官公署が発行した本人確認ができる書類のコピー(運転免許証・パスポート・在留カード・特別永住者証明書等の顔写真付であれば1点、健康保険証・年金手帳等の顔写真無しであれば2点)を同封し、住民登録のある(前住所地の)役所にお送りください。

★ マイナンバーカードまたは、住基カードをお持ちの方で下記の項目に全て当てはまる方はカードでの転出手続きができます。この場合、紙の転出証明書は発行されません。処理が終わり次第、記載の電話番号にご連絡しますのでカードを持参して転入先で転入手続きを行ってください。なお、転出の申請の際にカード自体を市役所に送る必要はありません。

- 日本国内での異動である。
- 転出の申請書は新しい住所に住み始める日から14日以内に必ず着くように今までの住所地の市町村に送ることができる。
- カードの有効期限が切れていない。
- 新しい住所に住み始める日から14日以内に転入先の市役所で手続きができる。



➡ カードでの手続きを  希望します  希望しません